

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件別表の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「令和二年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和二年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。）に対する法人税に係る申告については、なお従前の例による。以下同じ。）に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税に係る申告については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百二十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和四年七月一日から適用する。

令和四年六月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表 I～V (略)	別表 I～V (略)		
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
品 名	品 名	単 位	材料価格
001 (略)	001 (略)	1 g	6,019円
002 歯科鑄造用14カラット金合金 イソレー用 (J I S 適合品)	002 歯科鑄造用14カラット金合金 イソレー用 (J I S 適合品)	1 g	6,552円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)	1 g	6,002円
004 歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)	004 歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)	1 g	6,152円
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	5,979円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,413円
007～009 (略)	007～009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,235円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	152円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	185円
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	269円
014～069 (略)	014～069 (略)		
VII～IX (略)	VII～IX (略)		